

社会福祉法人とみのはら福祉会 役員等の報酬等（費用弁償）に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人とみのはら福祉会（以下「当法人」という。）の役員等の報酬等（費用弁償）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等）

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員並びに評議員選定・解任委員をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等の報酬については、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。
2 役員等には、当法人の業務に関して費用を弁償することができる。

（法人業務の種類）

第4条 役員等に対し費用弁償を支給する法人業務は、次に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 評議員選定・解任委員会への出席
- (4) 監事による定期又は臨時監査
- (5) 行政機関による監査の立会
- (6) 入札の立会
- (7) 役員等向けの研修会への参加
- (8) 他の施設への視察業務
- (9) その他理事長が必要と認めた業務

（費用弁償）

第5条 前条に定める業務に出席した役員等に対し、費用弁償として、当該役員等の住所地から会場までの経済的な経路の片道距離に応じ、次に定める額を支給する。ただし、同日、同会場で当該業務が重ねて行われる場合は、一業務限りの支給とする。
2 前条に定める業務につき宿泊を伴う場合は、宿泊料実費又は宿泊料相当分として1泊当たり10,000円を加算する。

片道距離		金額
5 km 未満		3,000 円
5 km 以上	15 km 未満	4,000 円
15 km 以上	25 km 未満	5,000 円
25 km 以上	35 km 未満	6,000 円
35 km 以上	45 km 未満	7,000 円
45 km 以上	55 km 未満	8,000 円
以下、10km を増すごとに 1,000 円を加算する。		

(公認会計士又は税理士による監事監査)

第6条 公認会計士又は税理士による監事監査については、前条に定める費用弁償の計算によらず、旅費日当として1回あたり30,000円を支給する。

(適用除外)

第7条 当法人の職員であって役員等を兼務する者については、第4条に定める業務に出席した場合であっても、本規程は適用しない。
ただし、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。